

「長崎県出資団体見直し方針」の  
改定にあたっての提言

平成 19 年 3 月 6 日

長崎県出資団体見直し方針等検討委員会

## 提言にあたって

長崎県においては、平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定し、出資団体見直しへ向けた取り組みが行われています。

加えて、平成18年2月27日に県が策定した「長崎県行財政改革プラン」において、先の方針を『情勢の変化に対応したものへと見直しを行ったうえで、各団体と共にさらなる見直しに取り組む』としています。

当委員会は、『「長崎県出資団体見直し方針」について検討を行い、特に「団体の自立化の促進」をテーマとする平成22年度までに実施すべき具体的な目標について』という知事の諮問を受け、平成18年10月19日に設置されて以来検討を重ねて参りました。

具体的には、これまでの取り組みや経営評価・診断の結果などを基に、各団体及び県の所管課からのヒヤリング、ヒヤリング結果やその他資料を基に課題や問題点の抽出、方針改定の視点・基準の検討、所管課との意見交換などを行い、県の出資団体について、そのあり方や具体的な見直しについて意見をとりまとめましたので、ここに提言いたします。

先般行われた県政世論調査において、県が進めている行財政改革の中でも「県の出資団体の整理、統合について」は全地域・全年代において重要度の高い施策であるとの調査結果となっています。

そうした県民の注目度が高いことも十分に踏まえ、今後本委員会の提言を基に方針が改定され、長崎県出資団体のさらなる見直しが実行されることを切望いたします。

平成19年3月6日

長崎県出資団体見直し方針等検討委員会  
委員長 上野清貴

## 目 次

1、提言にあたっての基本的考え	1
2、更なる見直しを行う対象団体	4
3、「団体の自立」の定義	5
4、新たに取り組みを要請する具体的事項	6
(1) 団体の組織的自立化に向けて	
(2) 団体の財政的自立化に向けて	
(3) 県が出資する基準について	
(4) 県事業受託機会の公平性の確保について	
(5) 経営責任の明確化のための情報公開について	
5、その他	16
6、全団体共通目標	17
7、個別目標	18
(1) 一覧表	
(2) 個別	
◎参考資料	74
・見直し対象52団体一覧	
・委員会の検討経過	
・委員名簿	

## 1、提言にあたっての基本的考え

- ・ 県内には県が関与していなくとも公共的・公益的事業に取り組み、県と協働で重要施策を行っている団体が数多く存在します。

現在のように地方財政が厳しく予算も人も減少していく中での県の団体に対する関与のあり方については、以下の指針にも明確に示されています。

第三セクターに関する指針（総務省H15.12.12）より抜粋

「第三セクターへの出資については、事業の分類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況等も勘案しながら、公民の役割分担の考え方を踏まえ、検討を行うこと。その際、地方公共団体の出資は、一般的には必要最小限とすることが適当であること。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきであること。」

長崎県行財政改革プラン（H18.2.27）より抜粋

「県民ニーズが多様化する中で、質の高い行政サービスを提供するために、県が果たすべき役割や機能を見直し、県民、NPO・ボランティア団体、民間企業などとの協働を推進します。」

「民間で出来ることは民間に委ねる」という方針のもとに、民間活力を活用したほうがより効果的・効率的な業務は積極的に外部化を推進し、県が実施しなければならない業務に予算や職員を重点化していきます。」

- ・ これまで県では「長崎県出資団体見直し方針」によって団体のあり方や事業について根本から見直しを行い、団体の解散・統廃合・民営化に取り組んで来ました。これにより現在存在している団体は状況変化などがあった一部の団体を除いて、基本的に政策的重要性は認められます。
- ・ ただし、政策的重要性が認められたとしても、民間で出来ることは民間に委ね、団体の早期自立化を促進し、県の関与を減らすための方策を検討しなければなりません。  
それでも当面県の関与が必要な場合とは、現時点では早期の自立化が困難など県が関与を継続すべきやむを得ない理由が認められる場合に限られ、その際も期限を定め必要最小限の関与とすべきです。

- また、これまでの取り組みでは全団体に経営改善への取り組みを求め、一定の成果をあげていますが、時に効率化や経費削減ばかりを追うあまり、団体設立の本来趣旨が見失われてきていないかと危惧されます。
- なぜこの団体が設立されたのか、何を達成することを目的としている団体であるのか、サービスを行うべき顧客は一体誰なのか、顧客にどんなサービスを求められているのか、顧客の満足を得られているのかという原点に今一度立ち返って団体を論じる必要があります。
- なお、県は団体ありきで物事を捉えてはならず、前述の考え方を踏まえた上で、県はどういった政策を実現するために団体に対し出資すべきなのか、さらに団体運営に関わるべきなのか、関与の方法は現在行っている手法（出資や人的関与、補助金など）以外の方策がないのかを整理しなければなりません。
- 多くの団体は県の行政目的を達成または補完するために設立され運営されてきた経緯がありますが、県が関与する必要性が今も存在するのかが明確にされなければ、県と団体との関係が互いにもたれ合っている関係にあるのではないかと、団体の存続が目的なのではないかとの懸念を県民に抱かせてしまいます。
- この懸念を払拭するためにも、まずは団体が現在の社会情勢や県民のニーズ等に的確に対応していく体制を整え、県から自立し、コーポレートガバナンス（経営統治）を確立させなければなりませんし、自立することによって事業の成果が一層向上する団体もあると考えます。
- なお、団体の目的と県の施策が一致し、共に協働して必要な事業に取り組むことは重要なことです。

ただし、事業を協働・連携して行うことと、団体経営に県が関わることを混同してはなりません。ともに独立した組織としてそれぞれの役割を果たす対等な関係を築くことが団体の自立化への一歩と考えます。
- 団体への関与は県民の貴重な税金で行われているのであり、最小の経費で最大の効果を発揮することは現方針の基本姿勢でもありません。全ての取り組みについて、県も団体も県民への説明責任を負っていることを自覚して対応しなければなりません。

## 《基本姿勢》

- ・ 現在の方針は「団体（事業）そのものの見直し」を主眼としており、団体の再構築を目指すための内容となっています。
- ・ これまでの取り組みによりその点は一定整理がなされたことから、今回はそこから更に踏み出し、団体が目指す目的を見据えながら「団体の自立化を促進する」を基本として、見直しの提言を行います。
- ・ なお、団体の見直しを効率的、効果的に推進していくには、具体的数値目標を設定して取り組む必要があります。
- ・ あわせて、今回の団体の自立化への取り組みを進めても、なお自立化が進まない場合は、団体が行っている事業のうちで県の施策上必要なものは手法を見直し、団体は解散させるべきです。

## 《改革の時期》

- ・ 県の行財政改革プランの推進期間である平成22年度末までを一つの区切りとし、期間内に行うべき目標を団体と県に設定することを求めます。

## 2、更なる見直しを行う対象団体

今回の改定で更なる見直しを行う団体は

「県が出資している県内に主たる事務所を有する全ての団体」

ただし、以下の団体は除きます

- ・ 出資比率が1 / 4未満の株式会社
- ・ 地方行政独立法人（別途地方行政独立法人法により評価委員会による評価を毎年受けることを義務づけられているため）
- ・ 解散を決定している団体
- ・ 基本財産への出資を行っていない団体のうち、前回取り組みで達成とされた団体

これにより、今回見直しを行う対象団体は52団体となります。

対象団体	県の出資割合			合 計
	50%以上	50%未満 25%以上	25%未満	
株式会社	2	3		5
財団法人	13	8	7	28
社団法人	2	3	5	10
社福法人	1	0	0	1
特別法に基づく法人	3	2	3	8
合計	21	16	15	52

（詳細な団体名と出資比率は74～75ページの一覧参照）

参考：H18.4.1現在県が出資している団体（斜体は前出の表と異なる箇所）

	県の出資割合				合計
	50%以上	50%未満 25%以上	25%未満		
			県内	県外	
株式会社	2	3	14	5	24
財団法人	13	8	13	29	63
社団法人	2	3	5	5	15
社福法人	1	0	0	0	1
特別法に基づく法人	3	3	3	5	14
独立行政法人	0	0	0	1	1
地方独立行政法人	1	0	0	0	1
	22	17	35	45	119

### 3、「団体の自立」の定義

- ・ 各団体と県は、事業を協働・連携し互いの役割を果たしていく対等な関係を目指さなければなりません。
- ・ 県からの諮問は『団体の自立化の促進』がテーマとなっていますが、本委員会では提言にあたり「団体の自立」とは以下4つの項目の達成であると定義します。

#### (組織的自立)

組織体制に対し県からの指示や支配を受けることなく、機動的・効率的経営を行うための執行体制を自ら整えること

#### (財政的自立)

団体の設立目的に沿って自らの意思によって将来を見据えた事業を展開していくこと  
また、必要な人材や資金を自ら調達して事業を行っていくこと

#### (競争力の確保)

県の事業や委託事業に取り組む場合には、独占的に受託することを前提とせず、他団体と競争できる経営環境を整えていくこと

#### (経営責任の明確化)

自己の経営戦略の立案と経営分析を的確に行いながら、自立的で責任ある経営を展開すること  
また、その内容の公表を広く行い、経営の透明化と説明責任を果たすこと



## 4、新たに取り組みを要請する具体的事項

先に述べた基本的考えに沿って、団体の自立化を促進するために団体と県がそれぞれ取り組むべき事項について以下の取り組みを提言します。

### (1) 団体の組織的自立化に向けて

#### 【現在の問題点】

(コーポレートガバナンス（経営統治）の確立について)

- ・ 経営陣は経営方針や理念をしっかりと定め、中期計画のもとで計画的・主体的に経営を行わなければなりません。  
県から自立し、コーポレートガバナンスを確立し、時代の要請に適合した経営が鍵となります。
- ・ しかしながら、今現在の団体経営は県の指示待ちであったり、自らの経営方針や理念よりも県の意向を重視していると感じられるところがあり、コーポレートガバナンスが未だ不十分です。

(経営組織について)

- ・ 充て職での団体の長や役員への就任は、本来業務との兼務で本来に団体経営の実質的役割を果たせるのか疑問です。
- ・ 意思決定のスピード化を図るため、役員組織が過大となっている団体は見直しを行う必要があります。
- ・ 公益法人においては、今後公益法人制度改革に伴い組織の見直しが必要となってきますが、実体のある経営陣（理事）による早い意思決定が行える機動的な組織にしなければなりません。（特殊法人も同じ）
- ・ 監事の1名は経営の透明性を確保するために会計処理に精通したものが就任すべきです。
- ・ 株式会社も同様に会社法の主旨に沿って、機動性・柔軟性のある機関設計を行わなければなりません。

#### (県職員の役員就任について)

- 一般的に、企業が投資先の会社に対し役員を送り込むのは、自社の収益に結びつけるために監視や指導が必要だからですが、県が出資するのはそうしたものと目的を異にするため、出資していることが役員就任に直ちににつながるわけではありません。
- 団体の役員に就任するということは、団体の運営全てに責任を持つことであり役員個人が責任を負うわけですが、現在の県職員（三役を含む 以下同じ）の就任状況を見たときに、果たして責任を取れるのかという点に疑問を感じます。
- 非常勤役員等の就任については、ほとんどが年1～2回の理事会等への出席であり、形式的に就任（関与）する必要性は乏しく、今後団体の自立化を促進する県の立場からして、役員に原則就任すべきではありませんし、やむを得ず就任する場合も必要最小限とすべきです。
- 県職員が、団体の長を兼任することは、指導監督権者としての責任と団体の代表者としての責任の所在が不明確です。
- 県施設の指定管理者である団体の役員に県職員が就任することは、公平性の観点から問題があります。
- 県職員が会計処理に精通しているとも思えず、監事に就任する必要性は認められません。
- ただし、早期の自立化が困難など県が中心とならざるを得ない場合の役員就任や、役員を監視する立場である評議員への就任、名誉役員等への就任（例：理事ではない会長）について一律に禁じるものではありません。
- 事業で県との連携が必要であれば、他の手法（協議会設置等）で補うことは可能であり、こちらの充実がより重要です。

#### (県職員の派遣・団体職員の育成について)

- スタッフとしての県職員の派遣や兼務が常態化し、それに頼り切った組織体制となってしまうと、団体のプロパー職員の育成が行われていない現状があります。

## 【団体側に求めるもの】

- ・ 経営方針や理念を明確にし、数値目標の設定など実効性のある中期計画の19年度中の策定とその実現（策定後も必要に応じて適宜見直しが必要）
- ・ 役員のスリム化、意思決定のスピード化
- ・ 役員就任にあたっては充て職を取りやめ、実質的に経営に関わる者の就任
- ・ 適任者の監事就任
- ・ 株式会社においては、会社法の趣旨を踏まえ、機関設計の見直しと会計参与の設置の検討
- ・ プロパー職員を、管理職や専門職として育成
- ・ NPO法人やボランティア団体などを活用した事業展開

## 【県側に求めるもの】

- ・ 役員就任についての具体的基準を定め、県が中心とならざるを得ない場合など、真に必要な団体についてのみ最小限の就任（形式的な関与の廃止）  
また、団体への役員就任がなぜ必要なのか県民に対する説明の実施
- ・ 原則として、県職員の団体代表者への就任の取りやめ
- ・ 役員に就任する場合において、同一部局からは1名のみの就任
- ・ 県との出資による関わりを終了する団体については、同時に県職員の代表就任や非常勤役員就任の取りやめ
- ・ 県職員の監事就任の取りやめ
- ・ 県職員派遣の計画的縮減と派遣期間明確化の検討

## (2) 団体の財政的自立化に向けて

### 【現在の問題点】

(団体の自己収入の確保について)

- ・ 団体が自立化するために重要である自己収入を確保する取り組みが不足しています。
- ・ 経費削減や合理化・効率化などは既にこれまで様々な取り組みがなされており、限界に達している面もあります。新たな収入確保策が必要です。
- ・ 特に公益法人は寄付金を如何に集められるかが、今後の法人経営の継続の重要な要素となります。
- ・ 一定の収益事業を行って収入を確保し、団体本来の目的である公益事業の充実を図ることも必要です。
- ・ 収益事業としては、従来之物販や講習会などのほか、関係団体のネットワーク化などによりコーディネーターとして収益を得るなど、多角的に検討する必要があります。

(財産運用について)

- ・ 保有する資金の活用は自己収入確保のための重要な課題であるにもかかわらず、十分な活用がなされていない団体があります。また、活用の際に運用方針や規定、資金計画がない団体が多数見受けられます。
- ・ 基本財産や基金造成の運用益を活用する事業は、事業開始当時に期待した運用益が得られず既に破綻し、本来目的とする事業が行えていない状況にあります。

## 【団体側に求めるもの】

- ・ 自己収入増加対策  
（例：会員や賛助会員を増やし会費の増収を図る、企業の社会貢献活動と連携するなどして寄付金を募る、利用料金を上げるなど）
- ・ 一定の範囲内での収益事業への取り組み
- ・ 保有財産の有効な運用と運用方針策定
- ・ 本来目的達成のため、必要に応じて基本財産や基金の取り崩しも検討

## 【県側に求めるもの】

- ・ 団体の自己収入を増加させる取り組みへの助言・情報提供などの支援
- ・ 設立目的達成に向けての基本財産や基金の取り崩しを含めた資金活用の指導・助言
- ・ 団体の自己収入増加による補助金等の計画的削減

### (3) 県が出資する基準について

#### 【現在の問題点】

(出資する基準について)

- ・ 現行の出資団体見直し方針において「新たな出資は真に必要な場合に限る」としていますが、県が新規出資・増資・出資関係を縮小・終了を行うための具体的基準が示されていません。
- ・ 県の出資金は公金であるため、公益性・公共性が求められます。公共性があつたとしても民間参入が可能となれば出資関係は縮小・終了させるべきと考えられます。
- ・ 当該団体の事業の公共性・公益性・有益性を十分考慮し、県が出資する意義を今一度再検討する必要があります。
- ・ 設立当初においては県が出資する意義が認められて出資しているわけですが、その意義が今となっては終了していたり、社会情勢の変化に対応しているかという検証が必要です。
- ・ 県が出資の理由とした当初の目的を終えた団体については、順次出資関係を終了すべきです。

(公益法人制度改革について)

- ・ 現在公益法人への出資が、「公益」であることを理由としてなされているケースについては、公益法人制度改革に伴い公益認定がなされなかった場合の出資のあり方について早期の検討が必要です。

(株の保有について)

- ・ 営利を追求することが本来の目的である株式会社の株の保有は、公共性を理由に行われているのではありますが、県が一定割合の株を持つ必要性を明確にしながらも、必要最小限にすべきです。

## 【団体側に求めるもの】

- ・ 県との出資関係が終了（縮小）した場合の対応策の検討
- ・ 公益法人において、公益認定がなされなかった場合の対応策の早期検討（公益目的支出計画など）

## 【県側に求めるもの】

- ・ 県が新規出資・増資を行ったり、出資関係を縮小・終了とする際の明確かつ具体的基準の策定と実行
- ・ 株について、県が一定割合を持つ必要性を明確にし、必要最小限の保有
- ・ 出資・人的・財政的関与終了後、事業において連携するための体制作り

### ※用語の補足説明

地方公共団体が団体に支出した出資金及び出捐金（以下「出資金」）は、地方自治法第238条第1項7号の「出資による権利」に該当し、公有財産として処理されています。ただし公益法人等への出資金は財産的な権利性は無く、法人が解散すればその定款等に定めるところにより処分され、出資関係は消滅することとなります。

団体が存続しながら県と出資関係を終了するには、出資金相当額の県への寄附を理由とするなどして、県が公有財産として処理する必要が無くなったと判断されれば、出資関係は終了することとなります。

## (4) 県事業受託機会の公平性の確保について

### 【現在の問題点】

(県の事業発注について)

- ・ 県の事業委託において、可能な限り競争入札やプロポーザルによる発注を行い、受託機会の公平性を確保しなければなりません。以前よりは開かれてきていますが、出資団体であることで優遇されていると県民に誤解を与えることがないようにする必要があります。
- ・ 事業の受託機会をオープンにしているといいながら、結果としては他団体が入札に加われないような条件設定がなされていないかの点検が必要です。
- ・ 県が現時点で民間参入が難しいと判断している部分についても、その障壁を取り除くための方策、実現方法まで踏み込んだ検討が未だ不十分です。

### 【団体側に求めるもの】

- ・ 県の委託事業のみに依存している団体については、独自事業の展開を図るなどの自立化策の検討

### 【県側に求めるもの】

- ・ 事業委託において、金額が少額であっても複数見積もり、競争入札、プロポーザルの積極的实施（民間参入の積極的促進）
- ・ 県が現時点では民間参入が難しいと判断している部分の障壁を取り除くための方策、実現方法の更なる検討とその過程の公表
- ・ 県出資団体以外が受託できるための、事業受託可能者の育成



## (5) 経営責任の明確化のための情報公開について

### 【現在の問題点】

(情報公開について)

- ・ 団体事業の実施にあたり、結果の公表がされることはあっても、その結果に至るまでの検討結果が十分に公表されていないことが多い実態があります。

(情報開示制度について)

- ・ 団体のコーポレートガバナンス（経営統治）の仕組みを十分に働かせるためには、第三者の目が届くということの意味は非常に大きいと考えます。常に県民の目線に立った経営をしていくためには情報開示制度を整え情報公開を更に推進しなければなりません。

(インターネット公表について)

- ・ 既にホームページを開設している団体でも、その内容は業務案内のみにとどまり、経営方針や財務状況等を掲載していないものが多数見受けられます。

### 【団体側に求めるもの】

- ・ 各種事業の取り組みについての結果はもちろん、そこに至るまでの検討過程や取り組み経過の公表
- ・ 全団体に情報開示制度の早期創設  
(平成19年1月末現在 未整備11団体)
- ・ 現在は例えば民法法人においては、定款から収支予算書まで11種類の書類を出資団体の主たる事務所、県民情報センター、所管課で一般に閲覧できるように対応していますが、同じ内容のものをインターネットでも公表  
また、経営者の経営方針も同時に公表

※「長崎県出資団体の情報公開の推進に関する指導基準」によって閲覧による公表を指導している内容

民法法人：①定款又は寄付行為 ②役員名簿 ③社員名簿（社団法人の場合） ④出資団体にかかる基本的な計画書 ⑤事業報告書 ⑥収支計算書 ⑦正味財産増減計算書 ⑧貸借対照表 ⑨財産目録 ⑩事業計画書 ⑪収支予算書

株式会社：①定款 ②役員名簿 ③出資団体にかかる基本的な計画書 ④事業報告書 ⑤貸借対照表 ⑥損益計算書 ⑦株主資本等変動計算書 ⑧事業計画書 ⑨収支予算書

特別法に基づく法人：①定款 ②役員名簿 ③出資団体にかかる基本的な計画書 ④事業報告書 ⑤貸借対照表 ⑥損益計算書 ⑦剰余金計算書 ⑧財産目録 ⑨収支予算書

なお、行財政改革法57条においては、第三セクター等は職員数及び給与についても公開することとなっています。

## 5、その他

(1) 運営方法についての改革（経営改善等）については、全団体について今までどおり取り組んでいく必要があります。

- ① 効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化
- ② 事業評価の実施と経営計画の策定
- ③ 組織・人員・給与の見直し
- ④ 財務状況の的確な把握
- ⑤ 収支構造の改善
- ⑥ 資金運用の効率性の向上とリスク管理
- ⑦ 基金運用益型団体における基本財産等基金の一部取り崩し
- ⑧ NPO法人等との連携
- ⑨ 積極的かつ効率的な広報活動と情報開示
- ⑩ 独占的事業に対する監視強化等

(2) 改革を着実に推進するための評価・検証を行うため、これまで同様全庁的な視点、第三者的な立場で進行管理・指導を行う一元的な指導監督体制を継続する必要があります。

## 6、全団体共通目標

(目標到達年度)

	19	20	21	22
《団体・県両方で実施》				
○各団体の設立目的や政策目的を見据え、平成22年度末までに達成する数値目標を掲げて取り組むこと				→
○計画の取り組みについての結果のほか、そこに至るまでの検討過程や取り組み経過の公表				→
-----				
《団体で実施》				
○各団体は19年度中に中期計画を策定又は見直し、平成22年度末までに達成する数値目標を掲げ目的達成及び自立化のための改善に取り組むこと		→		→
○「充て職」による役員就任の禁止				(次期役員改選時)
○情報開示制度の整備	→			
○インターネットによる経営方針及び財務書類等の公開開始	→			
○公益法人については、公益法人制度改革についての的確に対応することが出来るよう、計画を立てて対応すること				→
-----				
《県で実施》				
○各団体の中期計画策定又は見直しを支援・指導		→		→
○各団体が計画に沿った取り組みをおこなっているかの指導・監視 (第三者機関による評価・検証の実施)				→
○出資基準(新規・追加・関係縮小・終了)の明確化	→			
○県職員の役員就任基準の明確化及びそれに従った役員就任	→			(次期役員改選時)
○全ての団体において、監事からの撤退				(次期役員改選時)
○県事業受託機会の公平性の確保策の検討				→

## 7、個別目標

- 今後自立化の促進をどう図っていくべきかという視点から、以下のよう  
に区分して提言を行います。
- 団体のあり方、県の政策的重要性については現方針に基づく取り組み  
によって整理され、その結果として現在の団体が存在しています。  
今回、これまでの取り組み状況を十分踏まえながら、民間でやれる  
ことは民間に委ね、県でしか行えないことだけに県が関与していくよ  
う提言します。

A 県の関与する当初の目的を達成（又は達成見込み）した団体	( 6団体)
B 早期に自立化への対応を求めていく団体	(28団体)
C 当面県の関与が必要な団体	(18団体)

### A 「県の関与する当初の目的を達成（又は達成見込み）した団体」

これまでの取り組みで課題として残っていた団体や、県の出資目的  
が達成（達成見込みも含む）された団体については、当然に県関与の  
必要性が無くなったとして、県の関与を整理すべきです。

### B 「早期に自立化への対応を求めていく団体」

民間での代替性があり、自立化が可能な団体については、現在県が  
関与している部分の縮小を図って団体の早期自立化を促進していくべ  
きで、その手法を提言します。

具体的には、本提言が「出資団体」に対する提言であることから、  
主な手法として出資関係の整理、さらには人的関与の縮小についてを  
中心に提言します。

なお、「民間」とは株式会社等の営利企業はもちろんのことながら、  
県が関与していない民法法人、社会福祉法人、NPO法人、ボランティ  
ア団体などの各種非営利団体などであり、いわゆる第一、第三セクタ  
ー以外の団体を指しています。

## C 「当面県の関与が必要な団体」

団体を区分するにあたっては、本来は全団体がBであると考えます。

その中で、やむを得ず当面県の関与が必要な場合とは、現時点では早期の自立化が困難など県が関与せざるを得ない場合であり、その際も時限を設けて最小限の関与とすべきです。

当面県が関与すべきやむを得ない理由とは、以下の場合と考えます。

- ① 組織的自立が困難な場合
- ② 財政的自立が困難な場合
- ③ 公的サービス（県民の安全等）の必要性があり、かつ民間での代替が困難な場合
- ④ 法的に設立及び事業について定めがある場合

県が団体に関与するにあたっては県民に対して、「現時点で関与すべき理由」を明確に説明する責任があります。

状況の変化については、県や団体ではない第三者によって毎年検証を行うべきであって、今回の整理が今後も継続されるものではありませんし、今回C区分であっても県の限定的な関与は残しながらも自立化に向けた取り組みを必要とします。

なお、C区分の団体が自立化への取り組みを進めても、なお自立化が進まない場合は、団体が行っている事業のうちで県の施策上必要なものは手法を見直し、その上で団体は解散させるべきです。

## 個別表における用語の補足説明

※「中期計画の見直し（又は作成）」とは

- ◎ 中期計画（計画期間3～5年）を既に作成している団体もあるが、そのほとんどは数値目標が明確に示されていない。

このため、19年度中に計画を見直し又は新たに作成し、その中で以前からの課題解決に向けた対策に加え、団体の自立化に向けた方針の中で各団体毎に示される内容について、平成22年度末における具体的数値目標等を明確に示して取り組みを行うこと。

※「公益社団法人・公益財団法人認定へ向けた対応」とは

- ◎ 平成18年6月に施行された公益法人制度改革3法にあわせ、法に適合する定款に変更し、公益社団法人・公益財団法人の条件であるそれぞれの機関設計や情報公開などを行うこと
- ◎ 公益法人認定法 第5条 に定められている18の要件全てを満たすための取り組みを行うこと
- ◎ 公益認定がされなかった場合に備え、以下の選択肢についての検討と、その後の公益目的支出計画について検討を行うこと
  - ・収益事業の全部又は一部譲渡による公益事業への特化
  - ・一般社団法人や一般財団法人へ移行
  - ・営利法人への転換
  - ・解散

※「会社法への対応の検討」とは

- ◎ 機関設計の見直しの検討
- ◎ 会計参与の設置の検討

(1) 一覧表

自立化への取り組み

政策的重要性 高

C 当面県の関与が必要な団体 (18団体)

B 早期に自立化への対応を求めていく団体 (28団体)

区分の 主な理由	ページ
①	56
③	57
①	58
①	59
②	60
①	61
①	62
①	63
①	64
①	65
②	66
②	67
④	68
①	69
②	70
②	71
③	72
③	73

  

理由	説明
①	組織的自立が困難
②	財政的自立が困難
③	公的サービス(県民の安全性等)の必要性があり、かつ民間での代替が困難
④	法的に設立及び事業に関して定めがある場合

区分の 主な理由	ページ
③	28
④	29
⑤	30
⑥	31
⑦	32
⑧	33
⑩	34
⑪	35
⑭	36
⑮	37
⑱	38
⑳	39
㉒	40
㉓	41
㉔	42
㉕	43
㉖	44
㉗	45
㉘	46
㉙	47
㉚	48
㉛	49
㉜	50
㉝	51
㉞	52
㉟	53
㊱	54
㊲	55

民間での  
代替性 小

民間での  
代替性 大

A 県の関与する当初の目的を達成(又は達成見込み)団体 (6団体)

区分の 主な理由	ページ
⑬	22
⑰	23
⑲	24
㉑	25
㉓	26
㉕	27

政策的重要性 低

※「民間」とは株式会社等の営利企業はもちろんのことながら、県が関与していない  
 民法法人、社会福祉法人、NPO法人、ボラ  
 ンティア団体などの各種非営利団体など  
 あり、いわゆる第一、第三セクター以外の  
 団体を指しています。



( 2 ) 個別

A 県の関与する当初の目的を達成した ( 又は達成見込み ) 団体

No 16

A

団体名	( 社福 ) 長崎県障害者福祉事業団			
所管部局	福祉保健部			
【団体の目的・事業】	・心身障害者総合福祉施設 ( つくも苑 ( 旧県立コロニー ) ) の運営			
【現在の団体 ( 事業 ) そのもののあり方についての見直し方針】	経営健全化及び県立コロニーのあり方検討			
【実施状況】	<p>県立コロニーのあり方について、福祉保健審議会での検討を経て当該事業団への移譲が決定し、H18.4.1実施</p> <p>給与カットなどの経営健全化策の取り組み</p>			
【課題】	団体による自主的な運営			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
県職員引き揚げに備えた人材育成 ( 又は人材確保対策 )			→	
《県で実施》				
建て替え終了後 ( 平成21年度末予定 ) 派遣職員の廃止			→	
建て替え終了後県出資関係の計画的整理				→
県職員の監事就任の取りやめ				( 次期役員改選時 )

団体名	(財)長崎県勤労者福祉事業団			
所管部局	産業労働部			
【団体の目的・事業】	・勤労者福祉支援事業			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	県の関与の縮小(一部事業移管)			
【実施状況】	<p>「いこいの村長崎」は15年度末をもって町(現諫早市)へ移管後民間運営へ移行</p> <p>「勤労福祉会館」は17年度末をもって指定管理者制度へ移行</p>			
【課題】	団体自体の必要性の検討			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
団体が継続である場合は、中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的な数値目標等を明確に示して取り組むこと	----->			
県への出資関係の整理	=>			
《県で実施》				
県行財政改革プランに基づき、解散も含めて事業団のあり方を検討	=>			
あり方検討終了後は役員就任の取りやめ	=>			
スタッフとしての県職員の関与の縮小	=>			

団体名	(社)長崎県漁民年金貯金共済会			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	・漁民の共済金の給付事業			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	県の関与の縮小(財政的関与の廃止)			
【実施状況】	経営健全化計画の実践			
【課題】	経営健全化計画の着実な実行			
	県の関与廃止後における経営方針等の具体化			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
平成21年度に計画通り健全化を達成	→			
資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成				
《県で実施》				
平成21年度をもって出資関係の整理				→

団体名	(財)長崎県漁協合併推進基金			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	・漁協の経営基盤の強化を図るため、漁協合併の推進に関する事業			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	効率的な活動			
【課題】	効率的活動の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
長崎県水産業振興基本計画における平成22年度における漁協目標数20漁協に向けた取り組み(達成後は団体解散)		→		→
《団体で実施》				
目標が達成できない場合における、県が関与を廃止した後の対策の協議				→
《県で実施》				
貸し付け事業も終了しており、目標達成如何に関わらず県の一定の役割は終了したとして、平成23年度以降は県の関与廃止				

団体名	(社)長崎県林業コンサルタント			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者の経営的林業の指導</li> <li>・設計、コンサルタント事業</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	民間参入、民営化			
【実施状況】	<p>県は17年度より調査測量設計業務に入札制度を導入</p> <p>現行法では公益法人から民営化後の法人へ資産を移行できないため、公益法人制度改革を見ながら民営化を目指す</p>			
【課題】	<p>公益法人制度改革に伴う民営化</p> <p>新たな組織体制についての再検討</p>			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
民営化のための早期の方針決定及びそのための取り組み			→	
《県で実施》				
移行後出資関係の整理				→

団体名	(財)長崎県住宅・建築総合センター			
所管部局	土木部			
<b>【団体の目的・事業】</b> ・住宅・建築・まちづくりに関する知識の普及 ・住宅性能評価機関、建築確認				
<b>【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】</b> 民営化と民間参入の促進				
<b>【実施状況】</b> 現行法では公益法人から民営化後の法人へ資産を移行できないため、公益法人制度改革を見ながら民営化を目指す				
<b>【課題】</b> 公益法人制度改革に伴う民営化				
<b>【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】</b>				
《団体で実施》				
民営化のための早期の方針決定及びそのための取り組み				
	19	20	21	22
				→
《県で実施》				
移行後県関与の整理				
				→

B 早期に自立化への対応を求めていく団体

No 3

B

団体名	(財)ながさき地域政策研究所			
所管部局	政策企画部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究、提言・コンサルティング事業</li> <li>・地域課題などに関する情報の収集、分析及び提供 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	<p>中長期計画の作成 共同研究の実施・体制整備 など</p>			
【課題】	受注先の新規開拓や多角化等の収入安定化のための努力の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
公益財団法人認定へ向けた対応	→	→	→	→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			
県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			
派遣職員の計画的削減(数値目標の設定)	→	→	→	→

団体名	(財)長崎県私立学校退職金財団			
所管部局	総務部			
【団体の目的・事業】 ・私立学校教職員の退職手当に必要な資金を給付				
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】 県の関与の縮小				
【実施状況】 H17.10より事務局を県庁外へ移転し、H18.3末で事務局長等県職員の兼務職員を廃止				
【課題】 県の関与のあり方				
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】				
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと				
公益財団法人認定へ向けた対応				
-----				
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			



団体名	対馬空港ターミナルビル(株)			
所管部局	地域振興部			
【団体の目的・事業】	・対馬空港の待合いビルの運営・維持管理、航空代理店業務			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	中長期計画、事業別部門別収支の作成へ向け検討中			
【課題】	中期経営計画の策定			
	事業別・部門別収支の策定			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
新会社法への対応の検討(機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討)		→		
中期計画を作成し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
《県で実施》				
出資比率の見直し				→

団体名	長崎空港ビルディング（株）			
所管部局	地域振興部			
【団体の目的・事業】 ・長崎空港旅客ターミナルの運営				
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】 経営健全性維持と効率的ターミナル業務運営				
【実施状況】 当社役員等が長崎国際航空貨物ターミナル の役員を兼任  経営3カ年計画を策定、実行				
【課題】 不採算部門における更なる経費節減  今後予定されるリニューアルを契機とした利用客の増加対策				
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】				
《団体で実施》				
新会社法への対応の検討（機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討）			→	
中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
《県で実施》				
出資比率の見直し				→

団体名	(財)長崎県地域振興航空基金			
所管部局	地域振興部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際線、国内線（離島航空路線を含む）の維持対策</li> <li>・長崎空港の利用促進</li> </ul>			
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】	<p>県の関与の縮小（事務局移管）</p> <p>【実施状況】</p> <p>H17.8.20より、事務局を県庁内から長崎空港ビルディングへ移管</p> <p>【課題】</p> <p>団体事務局の円滑な運営と県施策との連携</p>			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
団体事務局事業課への県関与の縮小（数値目標の設定）				→
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
資金の効率的運用のため、資金運用規程と資金計画の作成	→			
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業実施			→	
公益財団法人認定へ向けた対応				→
寄付金や収益事業等への取り組み				→
《県で実施》				
県職員の団体役員（理事長、理事、監事）就任の取りやめ				(次期役員改選時)

団体名	長崎国際航空貨物ターミナル(株)			
所管部局	地域振興部			
【団体の目的・事業】 ・国内・国際航空貨物の物流拠点				
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】 長崎空港ビルディング との経営統合を含めた経営組織体制の変更				
【実施状況】 代表取締役を長崎空港ビルディング の役員等が兼任し、常勤取締役と職員数の削減				
【課題】 増収対策として新規テナントの入居、保税転送貨物の増加等				
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】				
《団体で実施》				
新会社法への対応の検討(機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討)			→	
中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
《県で実施》				
出資比率の見直し				→
県職員の監査役就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)長崎平和推進協会			
所管部局	地域振興部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立長崎原爆死没者追悼平和記念館の管理運営</li> <li>・平和に関する諸問題の調査研究</li> <li>・被爆体験の継承、平和に関する講座講演会開催 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	会員を増やし会費収入の増、収益事業の拡大			
【課題】	会員数の増加等による自己収入の確保			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
寄付金や会費増収への取り組み				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)長崎ミュージアム振興財団			
所管部局	文化・スポーツ振興部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館等の管理運営、展覧会事業</li> <li>・博物館資料等に関する調査研究並びに保管・修復</li> <li>・長崎県美術館の指定管理 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	新規のため無し			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
指定管理者として、再指定を受けるための取り組み(現在の指定は20年度まで)		→		
《県で実施》				
指定管理者としての法人の独立性を確保するため、県職員の団体役員(理事長、理事)就任の取りやめ			(次期役員改選時)	

団体名	(財)長崎県浄化槽協会			
所管部局	環境部			
【団体の目的・事業】	・「浄化槽法」に基づく浄化槽検査、浄化槽に関する知識普及 など			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	経営収支5カ年計画の策定・実施			
【課題】	検査率の向上			
	更なる効率化のための検査体制の整備			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと				
公益財団法人認定へ向けた対応				
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事長、理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)長崎県すこやか長寿財団			
所管部局	福祉保健部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツや文化活動を通じ高齢者の健康と生きがいの増進</li> <li>・高齢者総合相談事業</li> <li>・介護実習・普及センター運営 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	役割の見直しと事業の再編			
【実施状況】	県事業の見直し、市町村との役割分担、市町村事業の支援			
【課題】	受益者負担や自己財源確保についての検討			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
寄付金や収益事業等への取り組み				→
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
事業展開におけるNPO法人等の活用の検討				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			



団体名	長崎県信用保証協会			
所管部局	産業労働部			
【団体の目的・事業】				
・ 中小企業金融の円滑化のため、債務の保証				
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】				
運営方法についての改革（経営改善等）を要請				
【実施状況】				
審査審査システムの見直し、リスク情報データシステムの活用、保証審査運用基準の改正など				
余裕資金の効率的運用				
【課題】				
求償権担保管理システムの開発・導入				
信用補完制度の抜本的な見直しに対応した運営				
更なる業務の効率化				
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】				
《団体で実施》	19	20	21	22
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと				
《県で実施》	(次期役員改選時)			
県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ				

団体名	(職訓)長崎能力開発センター			
所管部局	産業労働部			
【団体の目的・事業】	・長崎能力開発センターの運営(知的障害者に対して職業訓練を行い、就労及び雇用促進)			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	中長期計画の策定			
【課題】	職業訓練・生活訓練の一層の充実と就業先の確保の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと				
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事、監事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(職訓)西九州情報処理開発財団			
所管部局	産業労働部			
【団体の目的・事業】	・情報処理技能者の養成(いさはやコンピューターカレッジの運営)			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	中長期計画の策定、奨学金制度の創設、広報活動			
【課題】	中長期計画の策定			
	類似の訓練機関との差別化による訓練生確保の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
資金の効率的運用のため、資金運用規定の見直し				→
《県で実施》				
法人設立から20年が経過し、民間で同様の養成施設が設立されてきていることから、出資関係の計画的整理				→
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ				(次期役員改選時)

団体名	(財)長崎県沿岸漁業振興基金			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	・県沿岸域の利用・保全のため、種苗放流への助成			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し			
【実施状況】	基金造成を一時中断、事業費は増額			
【課題】	中長期事業計画の策定			
	より一層の効果的な事業の実施			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成		→		
公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	長崎県漁業信用基金協会			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	・ 中小漁業者に対する貸付金の円滑化のため、債務の保証			
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革（経営改善等）を要請			
【実施状況】	中期事業計画の策定・実施			
【課題】	保証制度の周知による保証取り扱いの拡大			
	新規延滞発生抑制と既存延滞の早期解消			
	求償権の早期回収			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
《県で実施》				
県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ		（次期役員改選時）		

団体名	(株)長崎県漁業公社			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚介類などの放流用種苗生産</li> <li>・水産加工、製造、販売</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	中長期計画の策定・実施、機構改革			
【課題】	経営安定化のためのコスト削減、生産技術の向上、防疫対策の強化等の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
新会社法への対応の検討(機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討)		→		
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
《県で実施》				
出資比率の見直し				→
県職員の代表取締役への就任の取りやめ				→

団体名	(財)有明海水産振興基金			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海における水産振興に必要な施設及び環境整備、その他公共施設の整備</li> <li>・有明海の海域特性にあった栽培漁業の推進</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	基金の一部取り崩しなどを含めた事業見直し			
【実施状況】	<p>H18までは繰越金を活用し、H19からは必要に応じて基金取り崩しによる事業実施を予定</p> <p>助成率の上乗せ運用の実施による放流事業の規模の拡大</p>			
【課題】	基金の果実で事業費を確保できない場合は、基金の取り崩しを行い、放流事業に必要な事業費の確保			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成		→		
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
寄付金や収益事業等への取り組み				→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)対馬栽培漁業振興公社			
所管部局	水産部			
【団体の目的・事業】	・対馬地域の海域特性にあった栽培漁業の推進			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し			
【実施状況】	中長期計画案の作成に着手			
【課題】	事業見直し協議会(作業部会)の継続実施による基金全般にわたる事業のあり方の協議が遅れており、中長期計画の完成までに至っていない			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成		→		
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
寄付金や収益事業等への取り組み				→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			



団体名	(社)長崎県漁港漁場協会 旧(社)長崎県水産開発協会			
所管部局	水産部			
<b>【団体の目的・事業】</b> ・漁港、漁村の総合的整備や合理的利用の促進 ・水産資源の適切な管理と漁場環境の保全を図り、水産業の発展と地域の活性化に寄与すること				
<b>【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】</b> 民営化と民間参入の促進				
<b>【実施状況】</b> 収益事業を(社)水産土木建設技術センターへ事業譲渡し、公益事業のみに業務を縮小し、H17.4.1より新体制として発足				
<b>【課題】</b>				
<b>【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】</b>				
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	19	20	21	22
資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成				
公益社団法人認定へ向けた対応				
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	長崎県農業信用基金協会			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	・ 農業者に対する貸付金の円滑化のため、債権の保証			
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革（経営改善等）を要請			
【実施状況】	中期経営計画の策定、保証料率の見直し、役員の削減			
【課題】	更なる保証料の見直し検討			
	事務の合理化による経営のスリム化等			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
《県で実施》				
県職員の団体役員（理事、監事）就任の取りやめ	（次期役員改選時）			

団体名	(社)長崎県農協会館			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	・農協会館の管理運営			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	県の関与の縮小			
【実施状況】	16年開催の通常総会で理事・監事を辞退し人的関与終了			
【課題】	次回建て替え時における出資面での県の関与の縮小			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
県出資関係の計画的整理				→

団体名	(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	・園芸作物(野菜・みかん)の価格安定事業			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	経営統合((社)長崎県果実生産出荷安定基金協会と(社)長崎県野菜価格安定基金協会の経営統合)			
【実施状況】	H18.3.31に(社)長崎県野菜価格安定基金協会を解散  H18.4.1に(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会として発足			
【課題】	収益事業の実施を統合後に検討  財政基盤の安定化			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
公益社団法人認定へ向けた対応				→
資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成		→		
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	・種馬铃薯の安定的供給のための事業			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	継続的な経費削減など			
【課題】	生産者交付積立金の確保のための会員からの継続徴収  基金の強化を図るための関係機関、会員との連携			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(社)長崎県園芸種苗供給センター			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜・花き等の優良種苗の大量増殖及び安定供給</li> <li>・新技術の研修普及</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	アスパラガスの有望系統の現場への普及			
【課題】	アスパラガス順化率の目標達成・安定化・早急な現場への普及			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
公益社団法人認定へ向けた対応				→
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
収益事業の取り組み強化による自主財源確保				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事、監事)就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(社)長崎県林業協会			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業会館の管理運営</li> <li>・ 林業に関する情報収集・調査・研究、講演会などの開催</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	県の関与の縮小(退会)			
【実施状況】	15年度に県の退会			
【課題】	県の関与の縮小(出資面)			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
県出資関係の計画的整理				→

団体名	(財)長崎県建設技術研究センター			
所管部局	土木部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設資材等の適正な品質確保、建設技術者の資質向上、公共事業の積算、監督業務、現場管理の点検、指導(品質、施工体制)</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	<p>入札制度改正の状況を見ながら民間参入のための条件整備 団体を活用して、参入可能な民間事業者の育成</p> <p>【実施状況】</p> <p>県において施工管理業務について、民間参入導入 積算業務については現情勢下では民間参入を行える状況ではないと県が判断 団体としては民間参入に対する対応策は検討済み など</p> <p>【課題】</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行に伴い、体制が不十分な市町を支援するための体制強化 職員の資質向上</p>			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
県有設備の更新時期を迎えており、県と団体の負担割合を明確にする	→			
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
県派遣職員が行っている業務を行える団体プロパー職員の育成や採用				→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
資金の効率的運用のため、資金運用規程の作成	→			
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任の取りやめ				(次期役員改選時)
県職員監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)
派遣職員の計画的削減(数値目標の設定)	→			→
公共事業の委託業務に民間を参入させることは県が現時点では難しいと判断しているが、その障壁を取り除くための方策、実現方法の更なる検討と検討課程の公開				→



団体名	(財)長崎県体育協会			
所管部局	教育庁			
【団体の目的・事業】	・スポーツ振興事業、競技力向上事業、指導者育成事業、国体派遣事業 など			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	自立化に向けた取り組み(事業の見直し、自主財源の拡充、理事に県職員派遣し検討)			
【実施状況】	常務理事として県職員を派遣し、事務局体制の強化 運営費補助金の一部削減 事業の見直し			
【課題】	自主財源確保のための賛助会員の募集拡大及び収益事業等の継続的な実施 指定管理者グループとして、利用者サービス向上による利用者増に努め、利用料の増収を図る。			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
事業展開において、協会はNPO法人等関係団体と県などの調整役となるための体制作り		→		
プロパーの専門職の育成や採用				→
イベントの有料化や寄付金徴収、収益事業等への取り組み				→
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
指定管理者としての法人の独立性を確保するため、県職員の団体役員(会長、理事)からの撤退	→			
派遣職員の計画的削減(数値目標の設定)	→			→

団体名	(株)長崎県営バス観光			
所管部局	交通局			
【団体の目的・事業】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営バスによる旅行商品の提供</li> <li>・ 県営バスの貸切部門増収対策</li> <li>・ バスターミナルの窓口業務全般の委託業務</li> </ul>				
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】				
運営方法についての改革(経営改善等)を要請				
【実施状況】				
民間企業経験者の積極的登用				
受託事業の業務見直し(夜の市内遊覧廃止) など				
【課題】				
経営陣のあり方の検討の継続				
広告新規媒体の導入の継続				
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】				
《団体で実施》				
会社法への対応の検討(機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討)	19	20	21	22
		→		
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
《県で実施》				
出資比率の見直し				→
県職員の監査役就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

## C 当面県の関与が必要な団体

No 1

C

団体名	(財)長崎県産業振興財団			
所管部局	企業振興・立地推進本部			
【団体の目的・事業】				
・地場企業の発展支援、企業立地の推進、新事業の創出支援、本県経済の振興と雇用の創出事業など				
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】				
自立化に向けた取り組み(事業の再編・重点化、新たな事業の構築)				
【実施状況】				
中期経営計画の推進(H17に新計画策定) 給与制度の見直し(成果重視型の給与体系へ) 財団会員制度を見直し、会費収入増への取り組み など				
【課題】				
「地場製造業の活性化」と「製造業の誘致」の重点実施の推進 財源確保のための自主財源の拡大及び必要な受託事業費の確保				
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】				
《団体で実施》				
中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	19	20	21	22
公益財団法人認定へ向けた対応				→
専門的スキルを持つプロパー職員の育成・確保				→
《県で実施》				
数値目標を設定するなど、県からの派遣職員は必要最小限にとどめ、プロパー職員の育成・確保等により専門性の向上を図り、自立した組織作りを進める				→
県職員の団体役員(理事)就任は、県の同一部局から複数就任のとりやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)長崎県消防協会			
所管部局	防災危機管理監			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の福利厚生事業、教養訓練</li> <li>・消防団(員)並びに消防功労者の表彰</li> <li>・防火思想の普及高揚 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	自立化に向けた取り組み(運営費補助金の見直し)			
【実施状況】	<p>経営基盤の整備のため、福利厚生事業の各種給付をまかなうため消防団員が積み立て開始</p> <p>運営費補助金を見直し、事業に対する助成のみへ</p>			
【課題】	基金積立の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
寄付金等自己収入増加対策の検討				→
資金の効率的運用のため、資金運用規程の作成		→		
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
《県で実施》				
事務局への県関与の縮小の検討	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

団体名	(財)長崎県国際交流協会			
所管部局	地域振興部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流、協力、多文化共生に関する情報の収集、提供、意識啓発</li> <li>・国際交流の機会の提供</li> <li>・留学生への支援、海外移住者等との連絡連携 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	自立化に向けた取り組み(人件費、管理運営費、事務事業見直し自主財源の増収)			
【実施状況】	収益事業の拡大、受益者負担の導入、事務経費の削減など			
【課題】	既存団体等との役割分担についての協議の継続 各種イベントの実行委員会方式の拡充 受託事業費の算定見直しの検討に伴う事務の簡素化 事業実施に伴う受益者負担への協力要請の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
公益財団法人認定へ向けた取り組み	→			
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業実施	→			
寄付金や会費増収への取り組み	→			
《県で実施》				
計画的運営費補助金の削減(数値目標の設定)	→			
旅券作成業務の競争入札の導入	→			
県職員の団体役員(理事)就任は、県の同一部局から複数就任のとりやめ	(次期役員改選時)			
県職員の監事就任のとりやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)県民ボランティア振興基金			
所管部局	県民生活部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内でボランティア活動などの社会貢献活動を展開している団体の活動促進</li> <li>・災害ボランティア活動に関する支援</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	新規のため無し			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
民間への事務局移管の検討				→
資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成		→		
寄付金や収益事業等自主財源確保の取り組み				→
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
事業展開における他団体との連携の検討				→
《県で実施》				
県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)長崎県食鳥肉衛生協会			
所管部局	県民生活部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥検査事業</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	大幅改革と自立化に向けた取り組み(経費節減計画策定)			
【実施状況】	<p>手数料値上げのための取り組みを九州他県とも連携して行ったが、業界の強い反発により見送った</p> <p>経費削減への取り組み など</p>			
【課題】	協会の運営における効率的執行の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
県に協力して、引き続き手数料値上げのための取り組み				→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
県獣医師会と連携体制の協議				→
《県で実施》				
手数料値上げのための取り組み(その結果として補助金の削減)				→
県職員の理事長就任の取りやめ				(次期役員改選時)
県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

団体名	(財)長崎県産炭地域振興財団			
所管部局	産業労働部			
【団体の目的・事業】	・産炭地域における地域経済の自立的な発展を促進する事業			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	運用財産の効果的な運用			
【課題】	基金の効率的運用			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
効率的な資金運用				→
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ				(次期役員改選時)
県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)



団体名	(財)長崎県中小商業振興基金			
所管部局	産業労働部			
【団体の目的事業】	・中小商業の振興のため、商工会、商工会議所等に対する助成			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	事業評価制度の導入			
【課題】	事業評価制度による評価を踏まえた事業効果・助成のあり方への反映			
	資金運用の効率化の継続			
	現在の国の事業終了期限が21年度末。以降は未定である			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
国の事業の動向を見た上で、存続であれば公益財団法人認定へ向けた対応	----->			
事業取りやめであれば解散し出資金の県への返還				
団体が継続である場合は、中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的な数値目標等を明確に示して取り組むこと	----->	----->	----->	----->
《県で実施》				
県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)長崎県農業振興公社			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	・農地の流動化による規模拡大の促進			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	推進体制の見直し(関係団体との事務局統合)			
【実施状況】	H16.4.1より長崎県農業会議と事務局長を兼任			
【課題】	<p>団体としては、平成18年度から諫早湾干拓事業に関する土地配分及び農地貸付事業を実施することになったため、人員体制等の整備</p> <p>県としては、上記に係る人員体制の強化及び予算措置等</p>			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
諫早干拓農地賃貸事業開始後の大規模改修義務、瑕疵担保責任、災害対策等について、公社の負担範囲を明確にする	→			
《団体で実施》				
長期計画の作成	→			
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
公益財団法人認定へ向けた対応と事務局の運営方法についての整理				→
《県で実施》				
諫早干拓農地賃貸事業の立ち上げに際しては、県からの人的支援も必要と思われるが、事業定着までと支援期間を明確に定めて行わなければならない このため、支援期間の設定を行う	→			
県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

団体名	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業の担い手となる青年等の活動支援</li> <li>・優れた農林水産業の担い手の確保育成</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	基金の一部取り崩し等を含めた事業の見直し			
【実施状況】	緊急かつやむを得ない場合を除き取り崩しはしないことを決め、事業内容を再編して重点化			
【課題】	県農業会議、県振興公社、当基金の事務局一元化についての検討の継続 基準を定めての基本財産の一部取り崩しによる財源確保の検討			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
事業効果を検証し、再編重点化		→		
資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成		→		
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
理事長へ三役就任の取りやめ				(次期役員改選時)
県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

団体名	(財)諫早湾地域振興基金			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	・諫早湾干拓事業の実施により漁業廃止となる漁業者の生活再建のための指導・助成・振興策			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	事業評価制度の導入や中長期計画策定へ向けた取り組み			
【課題】	事業評価制度の導入  中長期計画(干拓事業完成後)の策定			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
事業評価制度完成・実施	→			
資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成		→		
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
《県で実施》				
県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(社)対馬林業公社			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林資源の造成、国土の保全、森林の多面的機能を高揚</li> <li>・ 農山村経済の振興</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	経営計画の抜本の見直しによる持続的経営			
【実施状況】	<p>H17 3 経営計画を策定し、組織再編等運営改善を実施</p> <p>分収林契約の変更を土地所有者と協議中</p>			
【課題】	<p>分収林契約の見直しの継続</p> <p>造林契約変更の継続</p>			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
第6次経営計画に沿った中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
国に対する支援策要望の継続				→
県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(社)長崎県林業公社			
所管部局	農林部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の造成、国土の保全、森林の多面的機能を高揚</li> <li>・農山村経済の振興</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	経営計画の抜本的見直しによる持続的経営			
【実施状況】	<p>H17 3 経営計画を策定し、組織再編等運営改善を実施</p> <p>分収林契約の変更を土地所有者と協議中</p>			
【課題】	<p>分収林契約の見直しの継続</p> <p>造林契約変更の継続</p>			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
第6次経営計画に沿った中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的な数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
国に対する支援策要望の継続				→
県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

団体名	長崎県道路公社			
所管部局	土木部			
【団体の目的・事業】	・幹線道路の整備を促進して交通の円滑化のため、有料道路の新設、改築、維持、修繕 など			
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】	赤字路線の一般道路化等（松ヶ枝駐車場、松浦バイパス）			
【実施状況】	赤字路線の一般道路化			
【課題】	P R 活動等による利用促進の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
災害時に対応できるプロパーの専門職の育成				→
資金調達方法の多様化の研究				
道路情報・交通情報・観光情報・物産情報などを結びシステム化することの研究				
《県で実施》				
県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

団体名	(財)石木ダム地域振興対策基金			
所管部局	土木部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム建設により大規模に水没する地域及び周辺住民の生活再建とダム周辺地域の振興</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	効果的な資産運用など			
【課題】	仮設水道施設の維持管理及び効果的な事業の為の住民団体との協議と事業の把握の継続  資金運用の更なる効率化			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ				(次期役員改選時)
県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)



団体名	長崎県住宅供給公社			
所管部局	土木部			
【団体の目的・事業】	・住宅の建設、賃貸、管理など			
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】	機能縮小（機能縮小、諫早西部団地の方針検討、公社のあり方検討）			
【実施状況】	平成17年3月の特定調停成立後、弁済計画に基づいた取り組み			
【課題】	諫早西部団地整備方針検討会による検討・協議を踏まえた方針の確定 賃貸資産及び非収益資産の処分計画の策定 未分譲資産の早期売却			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
特定調停成立で確定した弁済計画の確実な実施				→
県職員の計画的削減に対応した、団体プロパー職員の育成（数値目標の設定）				→
《県で実施》				
派遣職員の計画的削減（数値目標の設定）	→			→

団体名	長崎県土地開発公社			
所管部局	土木部			
【団体の目的・事業】	・公共用地、公有地等の取得、造成、管理、処分			
【現在の団体（事業）そのもののあり方についての見直し方針】	機能縮小（用地取得業務の受託を主体に運営、組織体制をスリム化）			
【実施状況】	長期保有土地の早期処分 用地取得業務の受託拡大 組織体制のスリム化 など			
【課題】	長期保有土地の早期処分の継続 「土地開発公社経営改善実施計画」に沿った経営改善の継続 公有地取得事業・斡旋等事業の受託拡大 事業に見合った適正な人員体制への整理			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
「土地開発公社経営改善実施計画」に沿って、残されている課題解決に向けた取り組み				→
なお、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
県職員引き揚げに向け、団体プロパー職員の育成及び人員体制の整理				→
土地評価において、現実的売却可能価格での時価評価で見直す		→		
企業誘致のため、県の他の団体や組織との連携を深め、NPO等民間の力や知恵を借りるための方策の検討				→
《県で実施》				
「土地開発公社経営改善実施計画」に対する進捗状況の指導・監督				→
売却土地の用途緩和の検討				→
派遣職員の計画的削減（数値目標の設定）	→			→
県職員の監事就任の取りやめ				→
	（次期役員改選時）			

団体名	(財)長崎県育英会			
所管部局	教育庁			
【団体の目的・事業】	・ 経済的理由により修学困難な者に対して学資を貸与			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	奨学制度の再検討と業務手順の抜本的見直し			
【実施状況】	国から日本育英会高校奨学金事業が移管されたことに伴い、既存制度との一本化への取り組み  事務の電算化等の業務効率化			
【課題】	滞納者に対する督促の強化の継続  返還率の更なる向上を図るための研究の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
大学の部の見直し(貸与対象及び貸与月額の見直しなど)	→	→		
県職員引き揚げに向け、団体プロパー職員の育成				→
《県で実施》				
県職員の団体役員(理事)就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ	(次期役員改選時)			
派遣職員の計画的削減(数値目標の設定)	→	→	→	→

団体名	(財)長崎県暴力団追放県民会議			
所管部局	警察本部			
【団体の目的・事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及、相談活動</li> <li>・被害者の救済、見舞金の支給 など</li> </ul>			
【現在の団体(事業)そのもののあり方についての見直し方針】	運営方法についての改革(経営改善等)を要請			
【実施状況】	基本財産の効率的運用、賛助金の拡大			
【課題】	賛助金の拡大の継続  資金運用の効率化の継続			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
中期計画を見直し(又は作成し)平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
公益財団法人認定へ向けた対応				→
寄付金や会費収入増への取り組み				→
団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定と事業の実施		→		
《県で実施》				

◎参考資料

見直し対象52団体

整理 No	種別	団 体 名	区 分	県出資比率			所 管 部 局
				50 % 以 上	25 % 以 上	25 % 未 満	
1	(財)	長崎県産業振興財団	C	○			企業振興・立地推進本部
2	(財)	長崎県消防協会	C			○	防災危機管理監
3	(財)	ながさき地域政策研究所	B	○			政策企画部
4	(財)	長崎県私立学校退職金財団	B			○	総務部
5	(株)	対馬空港ターミナルビル	B		○		地域振興部
6	(株)	長崎空港ビルディング	B		○		
7	(財)	長崎県地域振興航空基金	B	○			
8	(株)	長崎国際航空貨物ターミナル	B		○		
9	(財)	長崎県国際交流協会	C	○			
10	(財)	長崎平和推進協会	B			○	
11	(財)	長崎ミュージアム振興財団	B	○			文化・スポーツ振興部
12	(財)	県民ボランティア振興基金	C	○			県民生活部
13	(財)	長崎県食鳥肉衛生協会	C	○			環境部
14	(財)	長崎県浄化槽協会	B		○		
15	(財)	長崎県すこやか長寿財団	B		○		
16	(社福)	長崎県障害者福祉事業団	A	○			福祉保健部
17	(財)	長崎県産炭地域振興財団	C	○			
18	(特)	長崎県信用保証協会	B		○		
19	(財)	長崎県中小商業振興基金	C		○		
20	(職訓)	長崎能力開発センター	B		○		
21	(財)	長崎県勤労者福祉事業団	A		○		
22	(職訓)	西九州情報処理開発財団	B			○	産業労働部
23	(財)	長崎県沿岸漁業振興基金	B			○	
24	(社)	長崎県漁民年金貯金共済会	A			○	
25	(特)	長崎県漁業信用基金協会	B			○	
26	(財)	長崎県漁協合併推進基金	A		○		
27	(株)	長崎県漁業公社	B	○			
28	(財)	有明海水産振興基金	B			○	
29	(財)	対馬栽培漁業振興公社	B			○	
30	(社)	長崎県漁港漁場協会	B			○	

整理 No	種別	団 体 名	区 分	県出資比率			所 管 部 局
				50 % 以 上	25 % 以 上	25 % 未 満	
31	(特)	長崎県農業信用基金協会	B			○	農林部
32	(社)	長崎県農協会館	B			○	
33	(財)	長崎県農業振興公社	C	○			
34	(財)	長崎県農林水産業担い手育成基金	C		○		
35	(社)	長崎県園芸農業経営安定基金協会	B			○	
36	(社)	長崎県種馬铃薯価格安定基金協会	B		○		
37	(社)	長崎県園芸種苗供給センター	B			○	
38	(財)	諫早湾地域振興基金	C	○			
39	(社)	長崎県林業コンサルタント	A		○		
40	(社)	対馬林業公社	C	○			
41	(社)	長崎県林業公社	C	○			
42	(社)	長崎県林業協会	B			○	
43	(財)	長崎県建設技術研究センター	B	○			土木部
44	(特)	長崎県道路公社	C	○			
45	(財)	石木ダム地域振興対策基金	C		○		
46	(財)	長崎県住宅・建築総合センター	A		○		
47	(特)	長崎県住宅供給公社	C	○			
48	(特)	長崎県土地開発公社	C	○			
49	(財)	長崎県育英会	C	○			教育庁
50	(財)	長崎県体育協会	B			○	
51	(財)	長崎県暴力団追放県民会議	C	○			警察本部
52	(株)	長崎県営バス観光	B	○			交通局
合 計 A6, B28, C18				21	15	16	

(株) 株式会社 5団体  
(財) 財団法人 28団体  
(社) 社団法人 10団体  
(社福) 社会福祉法人 1団体  
(職訓) 職業訓練法人 2団体  
(特) 上記以外の特別法に基づく法人 6団体

### ○委員会の検討経過

平成18年 10月19日	第1回委員会	・見直しの対象団体について検討 ・ヒヤリングが必要な団体について検討
11月11日 ～21日	ヒヤリング (全4回)	・委員が2グループに分かれてのグループ別ヒヤリング 16団体
12月12日	第2回委員会	・ヒヤリング結果をとりまとめ提言の基本方針の検討 ・提言書構成の検討 ・平成18年経営評価・診断結果の検討
12月28日	第3回委員会	・個別団体毎の提言内容の検討
平成19年 1月23日	第4回委員会	・所管課との意見交換 ・提言書素案の協議
2月 8日	第5回委員会	・提言書素案の協議
2月25日	第6回委員会	・提言書とりまとめ

### ○長崎県出資団体見直し方針等検討委員会委員名簿

氏 名	役 職 名
【委員長】 うえの きよたか 上 野 清 貴	長崎大学経済学部 教授
【委員】 こうの つよし 香 野 剛	監査法人トーマツ シニアマネージャー (公認会計士)
なかごみ しげあき 中 込 重 秋	税理士法人中央総合会計事務所 代表社員 (税理士)
ふるかわ たかあき 古 川 孝 明	長崎県立大学非常勤講師 (公募委員)

敬称略 50音順